

防整施第6924号
28.3.31
改正 防整施第10052号
29.6.28
改正 防整施第2827号
30.3.7

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式の実施細則
について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式の実施細則について（防整施第15593号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙、別紙様式第1～別紙様式第5

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

1 対象業務

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項第2号に規定する技術業務のうち、入札参加者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると認める業務について行うものとする。

2 本方式の実施

本方式の実施に当たっては、本実施細則において定めるもののほか、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第6923号。28. 3. 31。以下「一般競争実施細則」という。）別紙の第1及び第2で定めるところにより、実施するものとする。

3 総合評価落札方式のタイプ及び実施手順

本方式の実施に当たっては、業務の特性に応じ、標準型又は簡易型を適用するものとする。実施手順及び標準的日数は付紙第1又は付紙第2に示すとおりとする。

(1) 標準型

一般競争実施細則の別紙の第1による業務（以下「WTO政府調達協定対象業務」という。）及び業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求めるテーマ（以下「評価テーマ」という。）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務。

(2) 簡易型

評価テーマに関する技術提案を求める必要はない業務。

なお、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を技術提案として取扱うこととする。

4 募集手続

技術提案を求める場合においては、一般競争実施細則の別紙の第1第2項第2号に規定する入札公告並びに同第6項第2号及び第2第6項第2号に規定する入札説明書に記載する項目に次の事項を加える。

(1) 入札公告

ア 当該業務が総合評価落札方式による対象業務である。

イ 技術提案は、一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出の際に併せて提出する。

ウ 配置予定技術者のヒアリングを実施する。（ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。）

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法。

(2) 入札説明書

ア 前号の内容の詳細。

イ 入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準（評価項目ごと）及び得点配分）。

ウ 技術提案の内容が満足できなかった場合は、業務成績評定の減点を行う。

5 競争参加資格

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、次のすべての事項に該当する者であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 対象業務に係る業務種別について、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛省庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等という。）の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度の級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること（WTO政府調達協定対象業務の場合は、業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ設定する。WTO政府調達協定対象業務以外の場合は業務内容に応じて必要とする場合のみ設定する。）。

カ 対象業務と同種又は類似業務の実績があること。

なお、業務実績が防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する技術委託業務の受託者の業務成績の評定について（施本建第24号（CCP）。16. 3. 17）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（装本技調第3592号。19. 9. 1）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（装本

技調第2914号。20. 7. 17)、技術業務委託における受注者の業務成績評価について(装本技調第3257号。21. 7. 29)、技術業務委託における受注者の業務成績評価について(防整技第15569号。27. 10. 1)又は技術業務委託における受注者の業務成績評価について(防整技第7185号。28. 3. 31)に基づく業務成績評価通知書の業務評定点(総合点)(土木等技術業務の場合は「評定点」。以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

キ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。)

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ク 当該防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること(予定価格が500万円を超える業務について設定。ただし、WTO政府調達協定対象業務の場合は、設定しない。)

ケ 配置予定技術者が適正であること(業務内容に応じて、管理技術者及び担当技術者の資格及び同種又は類似業務の経験を設定)。

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)の発注した業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

コ 配置予定管理技術者の入札公告日現在の手持ち業務量(当該業務を含まず、

特定後未契約のものを含む。)が適正であること(業務内容に応じて設定)。

サ 配置予定管理技術者は、入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある者であること。

シ 測量及び土質調査等の現地作業が伴う業務については、当該業務を確実に円滑に実施できる体制を確保するため、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の管轄区域内に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること(必要とする場合のみ設定する。ただし、WTO政府調達協定対象業務の場合は、設定しない。)

ス 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

セ 中立・公平性に関する要件(発注者支援業務を発注する場合に適用)

参加表明書を提出する者は、当該契約担当官の所在地を管轄する地方防衛局等の長から平成〇・〇年度の建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない。

ソ 守秘性に関する要件(発注者支援業務を発注する場合に適用)

(ア) 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

(イ) 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施している。

(業務内容に応じて設定する。)

タ その他契約担当官等が必要と認めた事項。

(2) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項いずれかに該当し、当該業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格を与えない。

ア 技術提案書の提出がない場合

イ 内容がほとんど記載されていない場合

ウ 提案内容が判断できない場合

6 競争参加資格及び総合評価落札方式の評価項目等の決定

前項に規定する競争参加資格並びに総合評価落札方式に係る評価項目、評価基準及び評価点等は、対象業務ごとに競争参加資格・指名審査委員会(建設工事発注の公正を確保する措置について(防整施(事)第145号。28.3.31)の第1項に規定する審査等機関をいう。以下「審査委員会」という。)の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

なお、標準評価基準は、付紙第3による。

7 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は次のとおりとする。

ア 標準型(1:3) 1:3(価格評価点:技術評価点)

イ 標準型(1:2) 1:2(価格評価点:技術評価点)

ウ 簡易型 1:1(価格評価点:技術評価点)

(2) 評価値の算出方法は、次のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

(3) 価格評価点の算出方法

価格評価点 = (設定した価格評価点満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

設定した価格評価点満点は、第1号により設定した割合に基づき、20点から60点の間で設定する。

(4) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、満点を60点と設定し、次のとおり算出するものとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

8 申請書等の提出等

(1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、また、総合評価を実施するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。

(2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から20日程度とする。

(3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該防衛省発注機関の契約事務を担当する部署（以下「契約担当部署」という。）とするものとする。

(4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、当該契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合又は紙入札により実施される入札に参加する者（以下「紙入札方式」という。）は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により行うものとする。

(5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

(6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しないこととする。

ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。

オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取扱いに十分注意するものとする。

9 技術資料及び技術提案書の内容

(1) 競争参加資格の確認又は総合評価における審査・評価のための技術資料及び技術提案書の内容は、次のとおりとする。

なお、実績については、業務が完了し又は引渡しが完了しているものに限るものとする。

ア 企業の同種又は類似業務の実績

第5項第1号カに掲げる同種又は類似業務の実績とする。

イ 地域業務実績

必要に応じ、特定の都道府県内の同種又は類似の実績を設定する。ただし、WTO政府調達協定対象業務の場合は、設定しない。

ウ 建築士法による事務所登録

業務内容に応じ、必要とする場合のみ設定する。

エ 企業の業務成績

WTO政府調達協定対象業務の場合は、設定しない。

オ 優秀業務顕彰等の受賞実績

WTO政府調達協定対象業務の場合は、設定しない。

カ 配置予定管理技術者

第5項第1号ケに掲げる資格があることを判断できる配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の経験、業務成績、申請時における他業務の従事状況等及び優秀業務技術者顕彰等の実績とする。また、必要に応じ、地域業務実績として、特定の都道府県内の同種又は類似の実績を設定する。ただし、WTO政府調達協定対象業務の場合は、業務成績、優秀業務技術者顕彰等の実績及び地域業務実績は設定しない。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格、同種又は類似業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札決定後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

キ 業務実施体制

ク 配置予定担当技術者（必要がある場合のみ設定する。）

第5項第1号ケに掲げる資格があることを判断できる配置予定担当技術者の資格、同種又は類似業務の経験とする。また、必要に応じて地域業務実績として、〇〇県内の同種又は類似の実績を設定する。ただし、WTO政府調達協定対象業務の場合は、地域業務実績は設定しない。

ケ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

コ 評価テーマに対する技術提案（標準型の場合のみ）

サ 中立・公平性（業務内容に応じて設定する。）

シ 守秘性（業務内容に応じて設定する。）

- (2) 前号ア、カ及びクには、業務成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料及び技術提案書の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

10 競争参加資格の確認

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の時点において第5項第1号イの格付を受けていない場合において、競争参加資格のうち第5項第1号アからタ（ただし、セ及びソは発注者支援業務の場合に限る。）までに掲げる事項を満たして、第5項第2号に該当しないときは、開札の時点において第5項第1号イに掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第5項第1号イに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限時点をもって行うものとする。ただし、第5項第1号エの指名停止については、申請書等の提出期限の時点から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) WTO政府調達協定対象業務及び一般競争実施細則の別紙の第2第1項第1号に掲げる業務（以下「WTO政府調達協定に準じる業務」という。）における第1号の確認に当たり、第5項第1号の同種又は類似業務の実績及び配置予定技術者の同種又は類似業務の経験の確認を行う場合に効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、原則として、申請書等の提出期限の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。
- (6) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は別紙様式第1により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (7) 第1号及び第3号から第6号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った時点の翌日から開札の時点までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。
なお、この通知に当たっては、第6号の規定を準用するものとする。

1.1 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第5号の通知の期限の翌日から起算して5日（WTO政府調達協定対象業務の場合は7日）（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）以内に、当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由とする。）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署等とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日（WTO政府調達協定対象業務の場合は10日）以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 第1号から第4号までの事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

1.2 技術提案等の審査・評価

- (1) 入札参加者から提出された技術資料及び技術提案書については、審査・評価を行う。
- (2) 技術提案の評価点については、当該業務の契約後に公表するものとする。
- (3) 技術提案の内容及び評価については、発注者がその業務の都合から発注者の内部で使用する場合を除き、当該提出者以外には提示しないものとする。
- (4) 評価項目の設定に当たっては、属紙第2に示した評価基準を例に業務ごとに設定するものとする。
なお、評価基準は、属紙第2によるものとする。

- (5) 設定する評価テーマは原則として、標準型（1：3）は2つ、標準型（1：2）は1つとする。
- (6) 技術提案書について、競争参加資格があると認められ、入札した場合においても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は当該入札を無効とする。
 - ア 内容がほとんど記載がされておらず、提案内容が判断できない。
 - イ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ウ 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

1.3 配置予定技術者のヒアリング

- (1) ヒアリングは、技術者の能力を直接確認する必要がある場合又は評価テーマ間の整合性を評価する場合に実施するものとし、この場合、すべての入札参加者に対して行い、申請書等に記載された事項等について確認するものとする。
- (2) ヒアリングを拒否した場合は、入札を辞退したものとみなすものとする。ただし、ヒアリングの日時の設定に当たっては、柔軟に対応する。
- (3) ヒアリングについて、競争参加資格があると認められ、入札した場合においても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は当該入札を無効とする。
 - ア 技術者自身の業務経験について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
 - イ 当該業務の目的若しくは内容又は技術提案の内容を理解していない。
 - ウ 質問に対する回答が全くない又は回答が著しく不適切である。

1.4 入札の執行

- (1) 入札書の提出は、WTO政府調達協定対象業務の場合は一般競争実施細則の第1の第13項第1号によるものとし、WTO政府調達協定対象業務以外の場合は一般競争実施細則の第2の第13項第1号によるものとする。
- (2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写しの提示を求めるものとし、当該通知書又はその写しを提示しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する業務費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該業務費内訳明細書は、契約担当部署及び当該業務の積算を担当する部署の担当者が確認するものとする。確認の結果、別紙第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とすることができるものとする。
- (4) 郵送等による入札の場合は、入札書及び前号の業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び業務費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れ郵送等するものとする。
- (5) 業務費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (6) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ

て行うものとする。

- (7) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は立ち合わせないものとする。
- (8) 第6号の場合、1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者のした入札は有効なものとして取扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したのものとして取扱うものとする。ただし、郵送等による入札参加者に再度入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (9) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (10) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.5 入札の無効等

- (1) 入札公告に示した競争参加者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 第12項第6号において無効とされた者のした入札
- (3) 第13項第3号において無効とされた者のした入札
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (5) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時点において第5項に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (6) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

1.6 入札を無効とした場合の通知

- (1) 第12項第6号又は第13項第3号により無効とした場合は、開札後速やかに当該入札を無効とした旨の通知を行う。
- (2) 前号の通知に当たっては、別紙様式第2により行うものとする。
- (3) 第1号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

1.7 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者に価格及び技術等をもって申込みを行わせ、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
 - イ 入札に係る技術等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている。
- (2) 前号の数値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は発注者から指示をする。

1.8 落札者決定後の公表

総合評価落札方式を適用した技術業務において落札者を決定した場合は、競争参加資格があると認められた者の評価及び落札結果等について記録し、契約後速やかに第1号から第5号までに掲げる事項を別紙様式第3により、第6号に掲げる事項を標準型の場合は別紙様式第4、簡易型の場合は別紙様式第5により文書閲覧窓口等（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関

の長が定める閲覧場所をいう。)に備え置いて閲覧に供するほか、ホームページに掲載することとする。

- (1) 業者名(商号又は名称)
- (2) 各業者の入札金額
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値
- (5) 契約金額及び予定価格
- (6) 各業者の評価点の内訳

19 非落札理由の説明

- (1) 落札しなかった者は、公表の日の翌日から起算して5日(WTO政府調達協定対象業務の場合は7日)(行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 契約担当官等は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日(WTO政府調達協定対象業務の場合は10日)以内に、書面により回答する。
- (3) 前2号に掲げる事項については、入札説明書において明らかにする。
- (4) 契約担当官等は、第2号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

20 苦情申立て

- (1) WTO政府調達協定対象業務及びWTO政府調達協定に準じる業務
契約担当官等は、本実施細則に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 一般競争実施細則の別紙の第2第1項第2号及び第3号に掲げる業務
契約担当官等は、入札説明書、第11項第4号及び前項第2号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - ア 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は、第11項第4号及び前項第2号の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、苦情の申立てを行うことができる旨及び苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
 - イ 苦情申立てについての受付窓口及び受付時間
 - ウ 苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

21 評価内容の担保(標準型のみ)

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする(以下の記載例のとおりとする。)

※記載例(契約書)

(附 則)

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

条件《技術提案》

- 1 ○○○○に係る提案
- 2 △△△△に係る提案

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査においてすべて確認できない場合は、当該業務のうち評価した技術の履行に関する部分は、業務完了後においても引き続き履行する義務を有するものとする。

監督及び検査に当たっては、評価した技術等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、当該検査において、契約書に記載してある評価した技術等の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、当該業務の契約内容のうち、評価した技術等についての履行に係る部分は、当該業務の完了が確認できるまで引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

2.2 業務成績評定の減点

(1) 業務成績評定の減点は、技術業務委託における受注者の業務成績評定についての別紙様式第1「業務執行に係る過失に伴う減点」又は別紙様式第2「業務履行中に生じた事由による減点」として措置するものとし、最大減点数は「10点」とする。減点数の算定方法は下表のとおりとする。

評価項目	特定時の評価点 (A)	完了後の再評価点 (B)	(A - B)
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	20	12	8
評価テーマに対する技術提案	12	8	4
計	32	20	12
不履行率 (C) = {(A - B) の合計 ÷ (A) の合計} = 12 / 32			0.375 (有効数値小数点3桁)
減点数 = 10 × (C) = 3.75 ≒ 3 (小数点以下切り捨て)			3

(2) 業務成績評定対象外の業務で、評価した技術等の内容が受注者の責において実施されなかった場合は、申請書等に虚偽の記載を行ったものとして、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

2.3 学識経験者への意見聴取（標準型の場合のみ）

技術的に高度な専門性を有する内容が含まれる等の業務の場合は、必要に応じて

評価テーマの設定及び評価の際に、学識経験者から意見を聴取するものとする。

2.4 その他

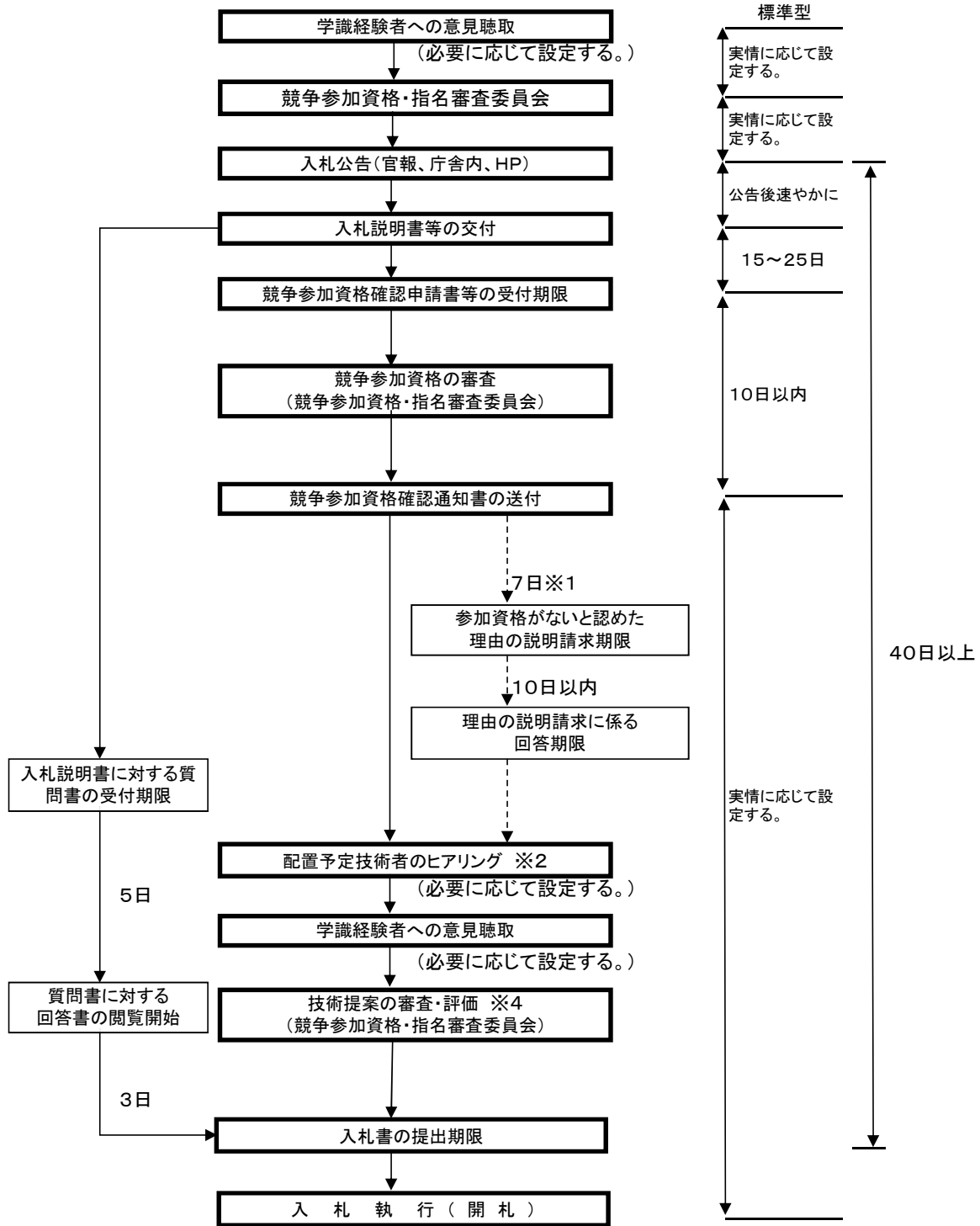
- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 契約担当官等は、落札者が技術資料に記載した配置予定技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 総合評価における入札参加者の申込みに係る技術等の評価及び落札の結果については、入札参加者の苦情等に対処できるように、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。また、非落札者から落札情報の提供依頼があった場合は、当該者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術等の得点を提供する。
- (4) 業務成績評定対象外の業務の場合は評価基準において、評価項目中「企業の実績及び能力」及び「配置予定技術者の経験及び能力」の「成績・表彰」は、評価しないものとする。
- (5) 中立性・公正性に関する要件（発注者支援業務を発注する場合に適用）
 - (ア) 本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者は、本業務に参加することはできない。
 - (イ) 当該業務を受注した者、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は」は、当該業務の履行期間中は、当該防衛省発注機関発注工事（下請負としての工事参加も含む。）に参加することはできない。

なお、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者」とは、[1]又は[2]に該当する者である。

[1] 建設許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

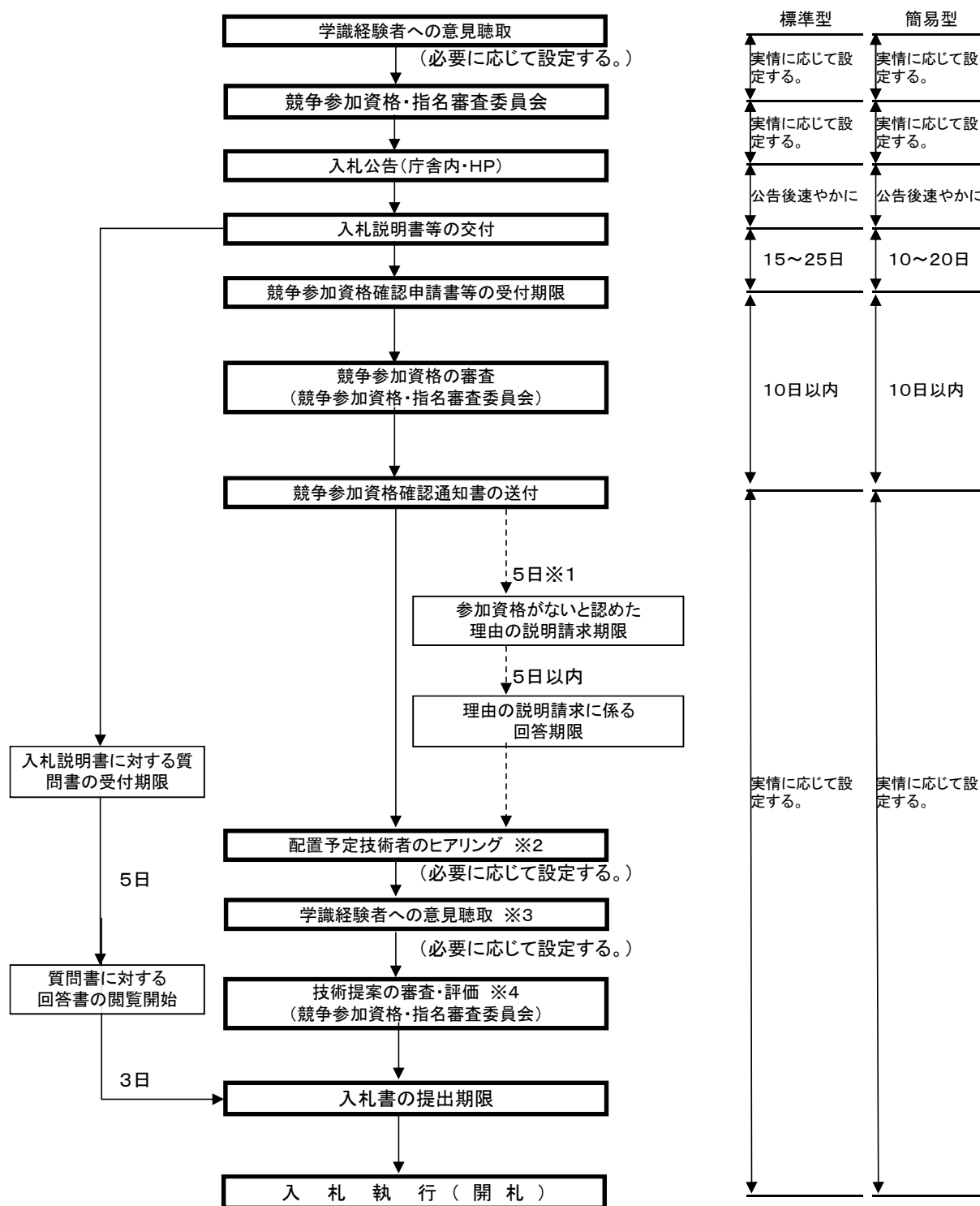
[2] 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている者。
 - (ウ) 当該業務を受注した者は、当該業務の履行期間中は当該防衛省発注機関が発注する当該業務の対象工事の入札に参加することはできない。
- (6) 本通知に定めるもののほか、本通知の運用に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。

実施手順及び標準的日数(WTO政府調達協定対象業務)



- 1 ※1は行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日数である
- 2 ※2及び※3を実施しない場合は、※4を「競争参加資格の審査」と合わせて実施することができる。

実施手順及び標準的日数(WTO政府調達協定対象業務以外)



1 ※1は行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日数である。
 2 ※2及び※3を実施しない場合は、※4を「競争参加資格の審査」と合わせて実施することができる。

標準評価基準

【 】は注意点を示しているの、入札公告時における評価基準には記載しない。

(企業評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
企業の実績及び能力 成績・表彰	業務実績	元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 8
	地域業務実績	元請けとして平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した〇〇県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 〇〇県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ② 〇〇県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	① 5 ② 3 ③ 0
	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公告を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公告を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 実績なし ⑥ 65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書7(4)スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公告を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公告を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 実績なし ⑥ 65点未満	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥ -10
	優秀	本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設	① 5 ② 4

	業務 頭 章 等	監の頭章、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の頭章の実績を下記の順位で評価する。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務頭章の実績 ② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務頭章の実績 ④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与の実績 ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務頭章の実績 ⑥ 実績なし (複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。) 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0 (最大5)
その他	事故 及 び 不 誠 実 な 行 為	過去6月間に当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる(過去6月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間がある場合をいう)。 ① 指名停止期間(累積):6月以上 ② 指名停止期間(累積):3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積):3月未満 ④ 文書注意 ⑤ 口頭注意 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1
	損国 な う 信 行 頼 為 関 係 を	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	-1
小 計			

(予定管理技術者評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
配置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	業務 経 験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする)。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 10 ② 5
	地域 業 務 経 験	平成○年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする)。 ① ○○県内の防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	① 5 ② 3 ③ 0
		土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関(旧装備施設本部を含む。)が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①4月～6月の公告を記載する場合:前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公告を記載する場合:前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥ -10

成績・表彰	業務成績	① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 経験なし ⑥ 65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書7（4）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日【①4月～6月の公告を記載する場合：前年度の9月30日から過去2年間を記載する。②7月～3月の公告を記載する場合：前年度の3月31日から過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 経験なし ⑥ 65点未満 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	
	優秀業務技術者顕彰等	平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去2年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者表彰等及び管理技術者として従事した業務表彰等を対象とする。）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ② 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③ 管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④ 管理技術者として従事した、他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤ 実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大5点までとする。） 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	① 5 ② 3 ③ 3 ④ 1 ⑤ 0 （最大5）
資 技	建築	・1級建築士	5
		・その他	0
	土木設計	・技術士	5
		・博士	
		・RCCM	3
		・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）	
	土木監理	・その他	0
		・技術士	5
		・1級土木施工管理技士	
		・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）	
	電気設備	・公共工物品質確保技術者（I、II）	
		・RCCM	3
・その他		0	
・建築設備士		5	
・1級建築士			
	・技術士	3	
	・RCCM	1	
	・1級電気工事施工管理技士	1	
	・その他	0	
	・建築設備士		

格要件	術者資格	機械設備	・ 1 級建築士 ・ 技術士	5	
			・ R C C M	3	
			・ 1 級管工事施工管理技士	1	
			・ その他	0	
		通信設備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5	
			・ R C C M	3	
			・ その他	0	
			・ 測量士	5	
		測量	・ その他	0	
			・ 技術士 ・ 地質調査技士 ・ R C C M ・ 博士	5	
		地質調査	・ その他	0	
			・ 技術士 ・ 1 級建築士 ・ 1 級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級） ・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5	
		防衛施設整備業務	・ R C C M	3	
			・ その他	0	
		防衛施設技術審査業務	・ 技術士 ・ 1 級建築士 ・ 1 級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級） ・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 電気主任技術者 ・ R C C M ・ 公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・ 公共工事の発注者として技術的実務経験を 2 5 年以上有する者	5	
			・ その他	0	
			その他	・ 技術士 ・ 1 級建築士 ・ 1 級〇〇施工管理技士 ・ 建築設備士 ・ 電気主任技術者 ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級） ・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ R C C M ・ 〇〇を実施した経験を有する者 ・ 〇〇の実務経験を〇〇年以上有する者	5
				・ その他	0
		【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行わない。】			
		小 計		最大 55	

(予定担当技術者評価)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
配置 予定 担当 技術 者の 経験	業務 経験	平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種 最大5】
		① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	
	地域 業務 経験	平成〇年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した〇〇県内の同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。	① 5 ② 3 ③ 0 【各職種 最大5】
		① 〇〇県内の防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）の同種又は類似業務経験 ② 〇〇県内の防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【WTO政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】	
小 計			

必要に応じて選択する。

(業務実施体制)

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
業務 実施 体制	の業 委託 当実 性施 体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ① 再委託の内容が、主たる部分の場合 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合	数値化 しない。

(業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他)

(評価テーマに対する技術提案) (標準型のみ)

ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目	評価の着目点		評価の配点 (点)
	判断基準		
計実業	理業	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価す	10

画 施 務 ・ フ の そ ろ 実 の 1 施 他 ・ 方 工 針 程 ・ 工 針 程 ・ 工 針 程	解 務 度	る。		
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10	
		手 実 順 施	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
そ の 他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10		
評 価 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	※ 全 体	間評の価整合性マ	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
		実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10	
	評 価 テ ー マ 1	的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	※ 評 価 テ ー マ 2	的確性、実現性について上記を準用する。		
	「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価の配点が10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。			
	小 計			

- 必要に応じて選択する。
 ※ 評価テーマを1つに設定した場合は選択しない。

技術提案評価要領

1 技術提案書の評価方法について

(1) 技術提案書の評価等を行う職員数

技術提案書の評価を行う職員（以下「評価者」という。）の数は、対象業務の技術的特性等を勘案の上、原則として、5名以上の評価者で行うものとする。

(2) 技術提案書の評価等の手法

ア 評価結果の整理は、各評価項目の判断基準ごとに行い、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。ただし、やむを得ない理由により、5名未満の評価者で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する（小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。）。

イ 評価者は、各評価点の根拠となる所見を付すものとする。

2 技術提案書の評価の考え方

「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行い、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価を行うものとする。

技術提案書の評価の考え方については、属紙第2によるものとする。

競争参加資格審査表

企業名： _____ 社

審査項目	審査の細目	審査基準		判定	
企業の実績及び能力	業務実績	当該年度及び前年度から過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績を有する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	業務成績	当該防衛省発注機関が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了した業務の実績がある場合は、平均業務成績が65点以上であること。(WTO政府調達協定対象業務では設定しない。)	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
中立性・公平性(業務内容に応じて設定する。)	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書を提出する者は、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における平成〇・〇年度の建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない。 本業務を受注した者は、本業務の履行期間中は当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けてはならない。 本業務を受注した者、本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中は、当該防衛省発注機関発注工事(下請けとしての工事参加も含む。)に参加することはできない。 		<input type="checkbox"/>	欠格	
守秘性(業務内容に応じて設定する。)	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的実施している。 		<input type="checkbox"/>	欠格	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	入札説明書に記載されている要件を満たす資格を保有している。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	業務経験	当該年度及び前年度から過去10年間に完了した同種又は類似業務の経験を有する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
			なし	<input type="checkbox"/>	欠格
	専任制	手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は契約件数の合計が10件以上である場合。 (WTO政府調達協定対象業務では、以下の要件は設定しない。 調査基準価格を下回って落札した業務がある場合は、2億円以上、契約件数の合計が5件以上ある場合。)		<input type="checkbox"/>	欠格
予定管理技術者の雇用状況(雇用保険被保険者証の写しを添付)	直接的な雇用関係がない。		<input type="checkbox"/>	欠格	
一般的審査事項	予決令	予決令第70条及び第71条に該当しない。		<input type="checkbox"/>	適格
	資格認定	防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。)第10条に基づく級別の格付を受けている。かつ、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望している。		<input type="checkbox"/>	適格
	指名停止	当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等における指名停止期間中でない。		<input type="checkbox"/>	適格
	暴力団関係業者の排除	都道府県警察から暴力団関係業者として排除要請を受けている有資格者でない。		<input type="checkbox"/>	適格
	資本関係又は人的関係	参加表明者間に資本関係又は人的関係がない。		<input type="checkbox"/>	適格
	建築士法による事務所登録等(建築・電気・機械等が必要とする場合)	建築士法に基づく〇級建築士事務所登録等。	あり	<input type="checkbox"/>	適格
		(WTO政府調達協定対象業務の場合は、法令に基づき必要とする場合のみ設定する。WTO政府調達協定対象業務以外の場合は、その他業務内容に応じて必要とする場合のみ設定する。)	なし	<input type="checkbox"/>	欠格
地域要件(必要とする場合のみ)	管轄区域(又は〇〇県)内に本店又は支店等営業所が所在する。	あり	<input type="checkbox"/>	適格	
		なし	<input type="checkbox"/>	欠格	
その他	業務実施体制	主たる部分が再委託予定となっている。		<input type="checkbox"/>	欠格

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他 評価基準

ヒアリングを行う場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目	評価の着目点		評価点 (点)					配点	必須・選択
	判断基準		10	8	6	4	0		
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	目的・内容及び与条件を十分理解した記載内容であり、内容を極めて細部まで理解している。	目的・内容及び与条件を十分理解している。	目的・内容及び与条件を概ね理解している。	目的・内容及び与条件の理解が若干欠けている。	目的・内容及び与条件の理解が過半欠けている又ははない。	10	◎
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点に、極めて十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、十分な具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があり、概ね具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが、具体性が若干欠けている。	上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点があるが、具体性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務実施手順を示す実施フローに極めて高い妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに十分な妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローに概ね妥当性がある。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が若干欠けている。	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	業務量の把握状況を示す工程計画に極めて高い妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に十分な妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画に概ね妥当性がある。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が若干欠けている。	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が過半欠けている又ははない。	10	◎
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	有益な代替案、重要事項について極めて優れた指摘がある。	有益な代替案、重要事項について十分な指摘がある。	有益な代替案、重要事項について概ね指摘がある。	有益な代替案、重要事項についての指摘が若干欠けている。	有益な代替案、重要事項についての指摘が過半欠けている又ははない。	10	◎

必須：◎
選択：○

評価テーマに対する技術提案 評価基準 (標準型の場合のみ)

ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目	評価の着目点		評価点					配点	必須・選択	
	判断基準		10	8	6	4	0			
※全体 評価テーマに対する技術提案	※全体	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	的確性について、技術提案、ヒアリング共に評価テーマ間の整合性が極めて高い。	的確性について、複数の評価テーマ間に十分な整合性がある。	的確性について、複数の評価テーマ間に概ね整合性がある。	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が若干欠けている。	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	◎
		実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	実現性について、技術提案、ヒアリング共に評価テーマ間の整合性が極めて高い。	実現性について、複数の評価テーマ間に十分な整合性がある。	実現性について、複数の評価テーマ間に概ね整合性がある。	実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が若干欠けている。	実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が過半欠けている又ははない。	10	◎	
	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に与条件との整合性が極めて高い。	与条件との整合性が十分高い。	与条件との整合性が概ねある。	与条件との整合性が若干欠けている。	与条件との整合性が過半欠けている又ははない。	10	◎	
		必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に必要なキーワードが極めて細部まで網羅されている。	必要なキーワードが十分に網羅されている。	必要なキーワードが概ね網羅されている。	必要なキーワードが若干欠けている。	必要なキーワードが過半欠けている又ははない。	10	◎	
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の重要度を考慮した的確な提案となっている。	事業の重要度が十分に考慮された提案となっている。	事業の重要度が概ね考慮された提案となっている。	事業の重要度が若干欠けている。	事業の重要度が過半欠けている又ははない。	5	○	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に事業の難易度に極めて相応しい提案となっている。	事業の難易度に十分相応しい提案となっている。	事業の難易度に概ね相応しい提案となっている。	事業の難易度が若干欠けている。	事業の難易度が過半欠けている又ははない。	5	○	
	実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に極めて説得力がある。	十分な説得力がある。	概ね説得力がある。	説得力が若干欠けている。	説得力が過半欠けている又ははない。	10	◎	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容を裏付ける類似実績が極めて細部まで明示されている。	提案内容を裏付ける十分な類似実績が明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績が概ね明示されている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が若干欠けている。	提案内容を裏付ける類似実績の明示が過半欠けている又ははない。	10	◎	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に利用しようとする技術基準、資料が極めて適切である。	利用しようとする技術基準、資料が十分適切である。	利用しようとする技術基準、資料が概ね適切である。	利用しようとする技術基準、資料の適切さが若干欠けている。	利用しようとする技術基準、資料の適切さが過半欠けている又ははない。	5	○	
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も極めて十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も十分である。	提案内容によって想定される事業費は適切であり、その根拠も概ね適切である。	提案内容によって想定される事業費が若干欠けている。	提案内容によって想定される事業費が過半欠けている又ははない。	5	○	
	※評価	的確性、実現性について上記を準用する。								

必須：◎
選択：○

注) ※は、評価テーマを1つ設定した場合は選択しない。
選択項目(配点が5点)の場合は、評価点をそれぞれ半分(5点満点)とする。

平成 年 月 日

一般競争参加資格確認通知書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

会計機関名
役職 氏名 印

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

入札公告日	平成 年 月 日	
調達案件名称	業 務	
競争参加資格 の有無	有・無 《有（条件付き）》	
	競争参加資格がないと認め た理由	

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面（住所、企業名、代表者名等を記名押印する。様式は自由とする）を提出して下さい。

【《 》は、別紙の10(1)のただし書きの場合について記載する。】

【】は注意点を示しているなので、本信には記載しない。

入札無効通知書

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

会計機関名
役職 氏名 印

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出された、〇〇（〇〇）〇〇業務に係る技術提案について、審議の結果、下記の理由により入札を無効としたことを入札説明書16(3)【簡易型は「15(3)」と記載する。】に基づき通知します。

なお、平成〇年〇月〇日までに、書面により、当職に対して非落札理由について説明を求めることができます。

記

評価項目	入札無効とした理由
(例) 実施方針等について	(例) 評価テーマとの整合性が図られていないため無効とした。
(例) 評価テーマについて	(例) 業務目的に反する記述となっていたため無効とした。
(例) ヒアリングについて	(例) ヒアリングに対する回答が著しく不適切であったため無効とした。

【】は注意点を示しているなので、本信には記載しない。

入札・契約状況調書（複数枚の場合「1/〇」）

1 入札・契約状況

業務の名称						業務内容			
入札方式									
入札日		履行場所				履行期間			
業 者 名 (商号又は名称)	法人番号	技術 評価点 (A)	第1回入札			第2回入札			備 考
			入札金額	価格 評価点 (B)	評価値 (A+B)	入札金額	価格 評価点 (B)	評価値 (A+B)	

契約業者名	名称等		
	住 所		
契約金額	(¥	(税込)(¥	(税抜))
予定価格	(¥	(税込)(¥	(税抜))
調査基準価格	(¥	(税込)(¥	(税抜))
価格と技術等の割合		○ : ○	

入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の〇〇〇分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額である。

- 注 1 「入札金額」欄には、消費税抜きの金額を記載する（単位：円）。
- 2 「契約金額」、「予定価格」及び「調査基準価格」欄には、税込価格と税抜価格をそれぞれ記載する。（単位：円）
- 3 「備考」欄には、落札した場合は「落札」、見積り合わせを行い契約の相手方を決定した場合に「決定」、低入札価格調査を実施した場合には「低入札価格調査実施」と記載する。
- 4 上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の〇〇〇分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額である。
- 5 技術評価点(A)及び価格評価点(B)は上記入札金額は、小数点以下第4位を切り捨てて表示する。
- 【】は注意点を示しているのので、本信には記載しない。

